

令和7年度事業計画書

令和7年4月 1日から

令和8年3月31日まで

一般財団法人 日本モーターボート競走会

令和7年度事業計画

令和7年4月 1日から

令和8年3月31日まで

I. 基本方針

令和6年度上半期の総売上は、インターネット投票の会員数が大幅に拡大し、令和6年6月からは定額減税が実施されるなど、結果として月別売上が対前年度比で全ての月でプラス傾向を維持し、対前年度比5.9%増の1兆2,328億円となった。下半期においても、新設されたスピードクイーンメモリアルの初開催やミッドナイトレースの開催などにより、増加傾向は続くものと考えられ、最終的な年度売上は、2兆5,000億円を超えることが見込まれる。

また、国内景気の先行きについては、雇用・所得環境が改善傾向にあるものの、不安定な国際情勢や物価の上昇など社会全体に及ぼす影響を注視する必要がある。ボートレース業界においては、引き続き積極的に各種施策の推進に取り組んでいかなければならない。

このような状況下、競走実施機関として指定されている本会には、公正かつ安全なボートレースの実施が求められており、令和7年度の事業についても、「審判及び検査等の競技関係事務」、「選手、ボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録」、「選手の出場のあつせん」、「選手、審判員及び検査員の養成及び訓練」等の競走実施業務を適切かつ確実に実施する。

この競走実施業務においては、競走の公正を害する行為が再び起きないように、選手の管理・検査体制の強化等による再発防止対策を引き続き徹底して実施する。さらに、選手のモラル向上を図るためモラル・コンプライアンス教育を強化する。人身事故防止については、厳格な審判判定や航法指導を行うとともに、衝突時の衝撃をより緩和する防護具の調査研究を行う。スタート事故防止については、事故率・返還率に目標値を定めた選手指導や、テクノロジーを活用したスタート事故防止システムの実用化に向けた研究を行う。選手宿舎においては、公正を害する行為の防止対策や選手がベストパフォーマンスを発揮できるよう、設備の充実を図る。さらに競走実施業務に携わる本会役職員の資質向上を図るため、各種研修会・講習会を充実させ、モラル・コンプライアンス教育を強化する。

また、政府のカーボンニュートラル方針を踏まえた対応として、エタノール混合燃料の実用開始に向けた調査を行うとともに、選手宿舎に太陽光発電設備等の導入を推進する。さらには、スター選手の育成へ向けて、新人選手の技術・精神面の指導強化等によるボートレーサー養成所の訓練内容の充実を図るほか、入所者の中から優れた人材を確保し、育成と資質の向上を推進する。あわせて、注目度の高い競走や話題性のある選手の広報展開はもとより、ボートレースの啓蒙普及に寄与するパブリシティ活動を積極的に実施し、ボートレースの活性化に努める。

そのほか、本会の各種業務におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化に関する調査研究を進め、これまでの業務のあり方の変革に向けた検討を実施する。

Ⅱ．令和 7 年度の競走実施業務に関する事業

1．競技関係事務

(1) 選手、ボート及びモーターの検査に関する事務

モーターボート競走法第 33 条第 1 号に基づき、選手、ボート及びモーターの検査を行う。選手に対する検査は、身体上の支障の有無及び体重等の測定を行い、ボート及びモーターに対する検査は、「ボート及びモーター登録規格」に規定する要件及び構造上の欠陥の有無等の確認を有資格者である検査員が行う。

また、金属探知機を活用した厳格な私物検査を行うとともに、選手の管理期間中の監視体制を充実させ、競走における公正を害する行為の再発防止を図ることにより公正な競走運営を確保する。

さらに、競走参加選手の確認のための生体認証システムと連動して、測定した体重が競技情報入力端末に自動で反映される機能の導入に向けた調査研究を行う。

(2) 競技の審判に関する事務

モーターボート競走法第 33 条第 1 号に基づき、競走に出場したモーターボートの出走、失格及び着順を判定し、並びに勝舟の決定を有資格者である審判員が行う。

(3) 選手の管理に関する事務

モーターボート競走法第 33 条第 1 号に基づき、競走に出場する日の前日に行う前日検査から管理解除までの間、選手に対する規則の遵守指導や外部との遮断措置を講じる等、競走の公正確保を徹底する。また、競技部に医務員を配置する等、選手の健康管理を行う。

(4) その他競技運営事務

モーターボート競走法第 33 条第 1 号に基づき、法令やマニュアルに則った運用を徹底し、不備のないようモーターボートの確認、出場準備、紹介、選手の救助、番組の編成、燃料の管理、選手宿舍の運営等に関する事務を行う。

なお、競技関係事務全般を適切かつ確実に実施するため、改めて業務における点検・確認の重要性を認識し、競走実施業務の遂行に万全を期す。

2. 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録

(1) 選手、審判員及び検査員の試験

「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則」に基づき、選手、審判員及び検査員の資格検定試験を実施する。

(2) 選手、審判員及び検査員の登録

モーターボート競走法第33条第2号に基づき、選手、審判員及び検査員の新規登録、再登録及び登録更新を行う。

また、電磁的記録媒体での管理に移行した各登録簿について、確実な運用を行うことにより情報管理を徹底する。

(3) ボート・モーターの検査及び登録

モーターボート競走法第33条第2号に基づき、ボート・モーターの検査を行い、「ボート及びモーター登録規格」に合致していると認めるときは登録を行う。

また、電磁的記録媒体での管理に移行した各登録簿について、確実な運用を行うことにより情報管理を徹底する。

(4) 選手、審判員及び検査員登録資格審査会

競走実施業務規程に定められている「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録業務規程」に基づき、選手、審判員及び検査員の登録に関する審議を行うために開催する。

3. 選手の出場のあっせん

(1) 選手の出場のあっせん

モーターボート競走法第33条第3号に基づき、選手の出場のあっせんを行い、競走の公正、安全かつ円滑な実施を図る。

(2) 選手出場あっせん委員会

競走実施業務規程に定められている「選手出場あっせん規程」に基づき、選手級別の決定及び選手出場あっせん保留等、選手の出場のあっせんに関する重要事項を審議するため開催する。

(3) ボートレースオールスター出場選手選考委員会

競走実施業務規程関係実施細則に定められている「S G競走開催要綱」に基づき、ボートレースオールスターの出場選手の選考を行うため開催する。

(4) レディースオールスター出場選手選考委員会

競走実施業務規程関係実施細則に定められている「GⅡ競走開催要綱」に基づき、レディースオールスターの出場選手の選考を行うため開催する。

(5) 選手出場あっせんに関する会議等

あっせん業務の円滑な実施を図るため、あっせん事務連絡会議、地区別あっせん研究会等を開催し、あっせんに関する方針及びグレード別競走の周知を図るとともに、あっせんに関する諸問題等について検討を行う。

(6) あっせん及び番組編成支援システムの維持管理及び改善

あっせん業務の効率化を図るため、選手による参加手続きシステム、あっせん及び番組編成支援システムの維持管理・改善を行う。特に、各種あっせん手続きがインターネット上で可能となる選手手続支援サイトを運用し、手続きした内容があっせんシステムに自動で反映される機能の導入に向けた調査研究を行う。

4. 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練

(1) 選手、審判員及び検査員の養成

(ア) 選手の養成

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、選手の養成を行い、選手として必要なモーターボート競走に関する知識及び技術の習得を図る。また、スター選手を育成するため、入所者の中から成績優秀かつ人格円満な養成員を確保するとともに、ボートレース場を使用した現地訓練や、特別訓練カリキュラム等の能力別訓練、実技指導員による性能向上整備及びメンタルトレーナーによるカウンセリング等を行い、教育内容の充実を図る。

また、大学等研究機関の協力を得て検証した養成訓練カリキュラムの運用や、乗艇姿勢、初動位置及び旋回の横距などを確認するために新たなアングルからボートを捉えた操縦指導用カメラシステムを活用することにより、養成訓練を効率的かつ効果的に実施する。

(イ) 審判員及び検査員の養成

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、審判員及び検査員の養成を行い、審判員及び検査員として必要なモーターボート競走に関する知識及び技術について、新たな訓練環境やカリキュラムによる習得を図る。また、法定業務、競走運營業務の理解促進を図るため、実務者実技指導員による審判・検査業務訓練及び課外研修等を実施する。

(2) 選手、審判員及び検査員の訓練

(ア) 選手定期訓練

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、業務指導及び選手の資質向上を図るための講義等を実施する。特に、モラル・コンプライアンスに関する事項については、重点的に行う。

(イ) 新人選手定期・臨時訓練

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、登録2年未満の選手及び登録5年未満の低勝率の選手を対象にモラル・コンプライアンス教育をはじめ、操縦・整備技量の向上を図るため、実技指導選手を招聘し、模擬レース主体の実技訓練を実施する。

(ウ) 選手会支部別自主訓練

選手の資質向上を図るため、地区内の選手会支部が交流を図りながら各ボートレース場において実施する模擬レース等の実技訓練に協力するとともに、あわせて新人選手を中心とした業務指導を行う。

(エ) 審判員及び検査員定期訓練

モーターボート競走法第33条第4号に基づき、業務指導及び審判員・検査員の資質向上を図るための講義等を実施する。

(3) ボートレーサー養成所の運営

(ア) 施設の維持管理

施設・設備の修繕及び更新を行うとともに、各種設備、機材及び機器類の点検管理に万全を期し、施設の機能を維持する。

(イ) 施設の活用

選手、審判員及び検査員の養成訓練並びに定期訓練ほか、ボートレース関係者の研修等の施設として活用する。

5. 選手、審判員及び検査員の褒賞及び懲戒

(1) 選手、審判員及び検査員の褒賞懲戒審議会

競走実施業務規程に定められている「選手、審判員及び検査員褒賞懲戒規程」に基づき、選手、審判員及び検査員の褒賞及び懲戒に関する審議を行う。

(2) 公正の確保

(ア) 競走の公正確保の調査研究

(a) 全国公正指導委員会議

競走運営の健全化を図るため、競走の公正確保に関する調査研究及び選手の動向調査を行い、指導事項を検討する。

(b) 公正業務の現地調査

公正指導員をさらに増員して諸情報を収集することにより、競走における一層の公正確保を図る。

(c) 公正指導員会議

円滑かつ効果的な調査活動を促進するため、公正指導員に対し調査活動に必要な知識を付与するとともに、情報交換等を行う。

(d) 公営競技公正連絡会議

公営競技4団体相互の緊密な連携を図るとともに、公正に関する諸情報の交換を通じて、公営競技の健全な発展を期す。

(e) ボートレースの公正確保に関する検証委員会

競走における公正を害する行為の疑義に関する事項について、専門的な知識を有する関係者等による検証を行う。

(イ) ふれあい研修会

選手会支部別に開催し、選手及び家族に積極的な参加を促し、各種指導を行う。

(ウ) 選手の指導強化

(a) SNSの使用に関する指導強化

「SNSに関する行動規範・指針・ガイドライン等」に基づき、選手会等と協力して選手に対してSNSの使用に関する指導を行い、社会的信用及び公正性の確保を図る。

(b) 新人選手の指導強化

「新人選手指導要領」に基づき、選手会の新人選手指導担当者及び選手会支部の指導員と連携し、新人選手の指導強化を図る。

(c) 保安協会との地区別情報交換会議

公正指導員と保安協会の調査員との情報交換会議を地区別に実施し、選手等の私生活の諸問題対応のための体制強化を図る。

(エ) 内部通報制度等による情報収集

選手の私生活における諸問題を把握するため、フリーダイヤルやメールによるほか、インターネット上の情報収集もあわせて行うことにより、諸問題への早期対応を図る。

6. ボート及びモーターの改良、競技に必要な設備の改善並びに競技の実施方法に関する調査及び研究

(1) 競技運営の改善研究

(ア) 競技運営の改善、合理化

(a) 競技運営研究委員会

競技運営の円滑な実施を図るため、現行制度等の改善・研究を行う。

(b) 各種実務担当者会議

審判委員長・競技委員長会議、審判委員長会議等を開催し、競技運営・審判判定上の諸問題等について検討を行う。

(c) 競技運営に関する調査研究

魅力ある競技の在り方やレースの面白さ・醍醐味を効果的に伝達する方法等について、調査研究を行う。

また、審判・検査機器の統一及び改善のほか、審判判定用器材の充実として、従来とは異なる視点からレースを確認できるマルチアングルによる判定用カメラの導入に向けた調査研究を行うとともに、自動展示タイム計測システムの導入を行う。

さらに、お客さまの注目度の最も高いSG競走及びプレミアムGI競走等において、よりの確な審判判定を行うため、SG審判員により審判業務に関する調査研究を行う。

(d) 競技運営に関する監査委員会

審判、検査及びその他公正安全な競技の実施について、法令に基づく公正かつ健全な競技運営に努めるとともに、業務マニュアルに基づく審判・検査・管理業務の統一を図るため、外部監査を行う。

(イ) 水上施設の改善研究

消波装置、各種信号機器等水上施設の改善に関して調査研究を行う。

(ウ) 選手宿舎施設の改修

管理体制の充実と競走に出場する選手に快適な環境を提供し、より一層の公正・安全な競技運営を実施することを目的に選手宿舎施設の状況調査等を実施し、改修工事を行う。特に、監視体制を充実させるため監視カメラや電波遮断装置等を導入するとともに、居室窓等の目隠しや開閉制限を行うことにより公正確保の徹底を図る。

また、カーボンニュートラル対応として、太陽光発電等の非化石エネルギーに

対応した設備の導入を推進する。

(2) 事故防止対策

(ア) 各種事故の調査研究

競技運営上の事故の発生状況を調査し、事故原因の究明を行い、業務指導を行う。

(イ) スタート事故防止に関する選手指導

競走の魅力を著しく阻害するスタート事故を減少させるため、スタート事故防止強化場を選定し、水上施設の改善及び選手指導を行うとともに、事故率・返還率の目標値を設定した事故防止運動を展開し、特に事故防止強化競走（競走会が定める一定期間の競走）において、注意喚起を図る。あわせて、目標を達成した選手会支部等の表彰を行う。

(ウ) 人身事故等の防止に関する選手指導

人身事故等の防止に関する意識の高揚を図り、事故の未然防止のための指導を行う。特に、選手に対して前日検査の際、事故映像を用いた注意喚起を図る。あわせて、「人身事故未然防止選手の褒賞要領」に基づき、事故回避選手の表彰を行うとともに、審判判定の厳格化により人身事故の原因となる接触事故の減少を図る。

(エ) テクノロジーを活用したスタート事故防止等に関する調査研究

他業界における様々なA I等のテクノロジーの活用事例を調査し、テクノロジーを活用したスタート事故や人身事故の防止システムについて研究する。

特にスタート事故防止については、西日の時間帯などにおける視認性の向上及び大時計のデジタル化に向けた調査研究を行う。

(オ) 技術連絡会議

ボート・モーター等に関する性能向上、防護具の性能改善並びに各種事故防止対策等について検討する。

(カ) レスキュー訓練

航走事故発生時に負傷選手の迅速な救助と安全円滑な競技を続行するため、ボートレース場等においてレスキュー訓練を実施する。

(キ) 体幹トレーニング

選手の体幹を強化することにより、レース中の転覆・落水等を抑止し、人身事故を防止するとともに、選手の身体能力の維持・向上を図る。なお、競走参加中におけるトレーニングを可能とするため、選手宿舎内にトレーニングスペース及び

関連器具を整備する。

また、養成訓練中においても体幹トレーニングに関する教育を充実させることにより、選手デビュー後のトレーニングの習慣化を図る。

(3) ボート等の改善に関する調査研究

(ア) ボート・モーターの性能改善研究

現用ボート・モーターの改善研究、将来に向けたボート・モーターの研究開発等、これらボート・モーターの性能改善を図るため、委員会等を開催し、調査研究を行う。特に、カーボンニュートラル対応への取り組みとして、環境への影響を抑えたエタノール混合燃料の実用開始に向けた調査を可及的速やかに行うとともに電気モーターに関する研究を行う。

(イ) 防護具等の改善研究

ヘルメットの強度確認試験等による研究開発、救命胴衣の使用状況調査及び将来に向けた救命胴衣の調査研究、乗艇着等の安全性向上や西日対策シールドの視認性向上を図るための改善研究を行う。特に、重傷事故の増加傾向に対応して、衝突時の衝撃をより緩和するヘルメット及び救命胴衣の調査研究を行う。

(ウ) 整備士制度の運営

競走実施業務規程関係実施細則に定められている「モーターボート整備士規程」に基づき、整備士資格制度運営委員会を開催し、整備士資格試験を実施することにより資格を付与する。また、整備士の資質・技量向上及び早期育成を目的とした2級整備士講習会をはじめ各種講習会を開催し、整備士制度の充実を図る。

7. 競走の公正かつ円滑な実施を図るための企画・立案

(1) 諸体制の強化

(ア) モーターボート競走連絡協議会

モーターボート競走連絡協議会が行う業務に参画する。

(イ) ボートレース会議

ボートレース業界全体で推進する施策について、中央団体の代表者が集まり、活性化の意思決定を行う会議に参画する。

(ウ) 公営競技各団体との連絡会議等

他公営競技との連絡及び情報の交換等を図るため、公営競技企画連絡会議に参画する。

(2) ボートレースの普及及びイメージアップを図るための広報

(ア) スター選手育成に関する事業

(a) スター選手育成実行部会

スター選手の育成を図るため、スター選手育成実行部会を開催し、育成の在り方の検討、選手が活躍できる環境整備等を行う。

(b) トップルーキー講習会

スター選手の育成を図るため、トップルーキーを対象に、マスメディアの対応や精神面の強化を図るための講話等を実施する。

(c) フレッシュルーキー実技訓練

スター選手の育成を図るため、フレッシュルーキーを対象に、操縦・整備技量の向上や精神面の強化等を行うため、実技を主体とした訓練を実施する。

(d) 地区別合同実技訓練

スター選手育成の一環として、各地区内におけるフレッシュルーキー及び若手選手の技量向上のため、操縦・整備等の実技訓練を実施する。また、訓練内容の充実や環境整備を検討するため、地区別合同実技訓練検討会議を開催する。

(e) スター候補選手のパブリシティ

スター候補選手を積極的に活用することにより、各地のマスコミ（地方紙、全国紙支局、ラジオ等）に向けて、スター候補選手自身のPRを通じ、ボートレースの啓蒙、主要レースの話題化を図るとともに、選手募集活動のPRを行う。

(イ) 広報の充実

(a) 広報活動

パブリシティ、宣伝及び広告等によりボートレースの普及を図るとともに、スター選手育成のための話題づくり等の広報活動を推進することによりイメージアップを図る。また、SNS等の媒体を効果的に活用し、ボートレースの普及を図る。あわせて、ボートレース業界に関するオピニオンリーダーの発掘・育成を行う。

(b) 資料作成

業界関係者及びマスコミ関係者の広報・宣伝活動を支援するための各種資料を作成する。

(c) 優秀選手の表彰

「優秀選手表彰規程」に基づき表彰し、優秀選手表彰式典を開催する。その他必要に応じて各ボートレース場にて優秀選手の表彰を行う。

(ウ) 選手の募集

(a) 募集担当者的会議

選手募集活動の在り方及び円滑な募集活動の実施を図るための手法を検討する。

(b) 選手募集活動促進のための広報

応募者数拡大のためインターネット・SNSの活用、雑誌等への広告展開を図るとともに、スポーツイベントへの協賛や募集説明会を定期的に行い、特に都市部においては、ボートレース場及び街頭PR等での選手募集活動を重点的に実施する。また、他のスポーツ競技に対しスカウト活動を行う。

さらに応募者の利便性向上及び応募者数拡大を図るため、インターネット上で受験申請及び受験手数料の決済が可能となるシステムの運用を行う。

(エ) 資料の収集、諸統計の作成及び刊行物の発行

ボートレースの現状把握及び普及を図る。また、ボートレース関係統計資料集を作成し、年度毎に売上動向等の取り纏めを行う。

(3) 集客のための広報

(ア) SG競走等の広報支援

(a) SG競走の広報

来場促進と売上向上を図るため、マスメディアに対して広報活動の支援協力を行う。

(b) プレミアムGI競走等の広報

ボートレースバトルチャンピオントーナメント、クイーンズクライマックス、マスターズチャンピオン、ヤングダービー、レディースチャンピオン、スピードクイーンメモリアル、全国ボートレース甲子園、レディースオールスター、イースタンヤング、ウェスタンヤング及びファン感謝3Daysボートレースバトルトーナメントの注目度を高め来場の促進を図るため、各開催ボートレース場及びマスメディアに対して広報活動の支援協力を行う。

(c) ボートレースオールスター及びレディースオールスター出場選手のファン投票方法の充実

インターネット及びスマートフォン等を活用したファン投票方法の充実を図るため、関係者に対して支援協力を行う。

(イ) 全国広報・宣伝担当責任者の会議

SG競走、プレミアムGI競走等における集客、広報・宣伝に関する企画内容

等の周知を行うとともに、中央並びに各ボートレース場での広報活動全般の向上と協力連携体制を図る。

(4) ボートレースの発展のための調査研究

ボートレース事業の活性化及び発売の多様化等の発展を期するための将来施策に関する調査研究を行う。

(5) 関係者の資質向上に関する事業

能力開発、組織力の向上及び業務の効率化を図るため、社内教育として階層別による人事研修会、労務研修会、考課者研修会、新人職員研修会の各種研修会を開催する。

特にモラル・コンプライアンスに関する事項については、各種研修会において重点的に行うことにより役職員への意識付けを徹底し、理解促進を図る。

(6) 職員の人材育成に関する事業

競走会の今後を担う人材の育成を図るため、人員の配置や採用方法など、人事制度全般の見直しを含めた調査研究を行う。

(7) コンプライアンス委員会

業界関係者が各種法令を遵守し、社会的責任を果たすための研修等を実施するとともに、コンプライアンス違反事案の監視、違反事案に対する調査及び業界としての対処方針の決定を行う。

(8) その他の事業

(ア) 永年功労者の表彰

「永年功労者表彰規程」及び「モーターボート整備士規程」に基づき表彰する。

(イ) 売上新記録達成ボートレース場の表彰

1 レース、1 日及び節間の売上新記録を達成したボートレース場を表彰する。

(ウ) その他本会の運営に必要な事業

8. 海事知識の普及

(1) アマチュアモーターボートレースの支援

海事知識の普及を図るため、アマチュアモーターボートレースの実施に対する支援協力を行う。

(2) ゴムボート大会等の実施

ボートレース事業への理解と海事知識の普及を図るため、ボートレース場及びボートレーサー養成所等において、近隣地域の住民を対象としたゴムボート大会等を実施する。

(3) 各地海事広報協会との共同事業の実施

ボートレース場が存在する各地海事広報協会と共同により、主に小中学生を対象にボートレース場等を活用した海洋教室等を実施し、海事知識の普及を図る。

Ⅲ. 令和7年度の競走実施業務以外の業務

1. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) その他の業務

本会所有不動産、駐車場等の管理業務を行う。